

労働者派遣事業におけるマージン率等の情報提供

丸田工業通商株式会社

対象期間：令和5年1月1日～令和5年12月31日

標記については、労働者派遣法第23条第5項の規定により、労働者派遣事業にかかる関係者への情報提供が義務づけられているものです。
当事業所における令和5年度実績について、情報を提供いたします。

- 1 派遣労働者の数 0 名
- 2 労働者派遣の役務の提供を受けた者（派遣先）の数 0 事業所
- 3 労働派遣に関する料金の平均額 実績なし
- 4 派遣労働者の賃金の額の平均額 実績なし
- 5 派遣料金額の平均額から派遣労働者の賃金額の平均額を控除した額を当該派遣料金額の平均額で除して得た割合（マージン率） 実績なし
- 6 派遣労働者の待遇の決定方法 労使協定締結なし
- 7 教育訓練に関する事項

① 教育訓練の種類 電気溶接の訓練

② 対象者 派遣労働者

③ 方法及び給与の支給 OJT 有給

④ 実施主体 派遣元事業主

⑤ 派遣労働者の費用負担 なし
- 8 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項